

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

教育委員会規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(25) (略)

2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4及び第28条の5の規定の廃止に伴い、これらの規定に係る部分を削る。（第2条関係）
- （2） この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- （3） 所要の経過措置を設ける。（附則第2項関係）

熊本県教育委員会規則第 号

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則（平成15年熊本県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、栄養教諭」を「及び栄養教諭」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）」を削り、「及び講師」を「並びに講師」に改め、「再任用職員及び」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者は、この規則による改正後の指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則第2条第1項に規定する教諭等に含まないものとする。

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成 15 年熊本県教育委員会規則第 1 号)新旧対照表

旧	新
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。)及び講師(再任用職員及び会計年度任用職員を除く。)をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、「教諭等」とは、熊本県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭</p> <hr/> <p>並びに講師(会計年度任用職員を除く。)をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者は、この規則による改正後の指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則第 2 条第 1 項に規定する教諭等に含めないものとする。</u></p>